第15回幕別町・忠類村合併協議会議案

日時 平成17年1月14日(金)午後2時

会場 忠類村コミュニティセンター 大ホール

議案の提出について

調整結果報告第3号 保健・医療事業の取扱いについて

議案第22号 合併協議に関する住民説明会スケジュール等について

協議第18号 高齢者福祉事業の取扱いについて

協議第36号 住民自治充実のための取扱いについて

協議第37号 一部事務組合等の取扱いについて

協議第38号 事務組織及び機構の取扱いについて

協議第39号 町・字名の区域及び名称等の取扱いについて

協議第40号 消防組織の取扱いについて

協議第41号 環境衛生事業の取扱いについて

協議第42号 その他福祉事業の取扱いについて

協議第43号 その他事業の取扱いについて

上記議案を別紙のとおり提出する。

平成17年1月14日

幕別町・忠類村合併協議会会長 岡田 和夫

調整結果報告第3号

保健・医療事業の取扱いについて

保健・医療事業の取扱いについて、別紙のとおり調整したので報告する。

+B \$	第7回 平成16年7月23日			第8回	平成16年8月10日
提案	第14回	平成16年12月24日		第14回	平成16年12月24日

【調整方針】

- 1 健康増進計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。
- 2 保健事業の各制度については、次の区分により調整する。なお、利用料等の 住民負担については、適正な料金のあり方等について調整する。

現行のとおり新町に引き継ぐもの

合併時に統合するもの

- __ <u>合併時に再編する</u>もの
 - 新町において再編するもの
- 3 診療所及び歯科診療所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 4 老人医療費助成事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 5 重度心身障害者医療費助成事業、ひとり親家庭等医療費助成事業及び乳幼児 医療費助成事業については、幕別町の例により、平成18年10月1日に統合する。

(別紙)

È	協議項目	22-7 保健・医療事業の取扱い					
	励 锇 垻 日						
3	央定されている	保健事業の各制度については、次の区質	分により調整する。なお、利用料等の住民!	負担については、適正な料金のあり方等に			
	周整方針	ついて調整する。	ついて調整する。				
	13 IE /J 21	合併時に再編するもの					
	項目	幕別町	忠類村	調 整 結 果			
健	集団健康教育	【病態別健康教育】	【病態別健康教育】	【病態別健康教育】			
健康教育		・対象者	・対象者	・対象者			
育		基本健康診査対象者	基本健康診査対象者等	基本健康診査対象者			
		・会場及び実施回数	・会場及び実施回数	・会場及び実施回数			
		札内福祉センター 年4回	ふれあいセンター福寿 年6回	札内福祉センター 年4回			
		幕別町保健福祉センター 年2回		幕別町保健福祉センター 年2回			
				ふれあいセンター福寿 年6回			
		【運動教室】	【運動教室】	【運動教室】			
		· 対象者 全住民	· 対象者 全住民	・対象者 20歳以上			
		・会場及び実施回数	・会場及び実施回数	・会場及び実施回数			
		札内スポーツセンター 週1回	ふれあいセンター福寿 年12回	札内スポーツセンター 週1回			
		幕別町農業者トレーニングセンター		幕別町農業者トレーニングセンター			
		週1回		週1回			
				ふれあいセンター福寿 年12回			

N

	項 目	幕別町	忠類村	調 整 結 果
健	集団健康教育	【お達者クラブ】		【高齢者教室】
健康教育	(つづき)	・対象者 65歳以上の虚弱者		・対象者 65歳以上の虚弱者
		・会場及び実施回数		・会場及び実施回数
(つづ		幕別北コミュニティセンター年8回		幕別北コミュニティセンター年8回
づき		若草町近隣センター 年8回		若草町近隣センター 年8回
				ふれあいセンター福寿 年8回
		【老人福祉センター健康教育】		【老人福祉センター健康教育】
		・対象者		・対象者
		65歳以上の老人福祉センター利用者		65歳以上の幕別町老人福祉センター利
		・会場及び実施回数		用者
		幕別町老人福祉センター 年48回		・会場及び実施回数
				幕別町老人福祉センター 年48回
		【ころばん塾】		【転倒予防教室】
		・対象者 40歳以上		・対象者 40歳以上
		・会場及び実施回数		・会場及び実施回数
		札内福祉センター		札内福祉センター)年6回
		幕別町保健福祉センター)年6回		幕別町保健福祉センター
				ふれあいセンター福寿 年6回

ı	`
	_

	項 目	幕別町		忠類村		調 整 結 果	
健康教育	集団健康教育(つづき)			【骨粗鬆症予防教室】 ・対象者 50歳~60歳代の女性 ・会場及び実施回数		【骨粗鬆症予防教室】 ・対象者 50歳~60歳代の女性 ・会場及び実施回数	
康教育 (つづき)				ふれあいセンター福寿	年2回	幕別町保健福祉センター ふれあいセンター福寿	年 2 回 年 2 回
u)		【男の料理教室】 ・対象者 50歳以上の男性 ・会場及び実施回数		【男の料理教室】 ・対象者 50歳以上の男性 ・会場及び実施回数		【男の料理教室】 ・対象者 50歳以上の男性 ・会場及び実施回数	
			年1回年2回	ふれあいセンター福寿 ・個人負担 200円(実費)	年 5 回	百年記念ホール 幕別町保健福祉センター ふれあいセンター福寿 ・個人負担 実費	年1回 年2回 年3回
				【レディースクッキング教室】 ・対象者 18歳~30歳の女性 ・会場及び実施回数 ふれあいセンター福寿 ・個人負担 200円(実費)	年3回	【レディースクッキング教室】 ・対象者 20歳~30歳代の女性 ・会場及び実施回数 幕別町保健福祉センター ふれあいセンター福寿 ・個人負担 実費	年2回年2回

		幕別町	忠類村	調整結果
健		・対象者 35歳以上	・対象者 35歳以上	・対象者 40歳以上
健康診査		・委託先	・委託先	・委託先
查		結核予防会、帯広厚生病院、町内8医	帯広厚生病院	結核予防会、帯広厚生病院、幕別町内
		療機関		8 医療機関、忠類診療所
		・会場	・会場	・会場
		札内福祉センター、幕別町保健福祉セ	ふれあいセンター福寿	札内福祉センター、幕別町保健福祉セ
		ンター、町内8医療機関		ンター、幕別町内8医療機関、ふれあ
		・個人負担	・個人負担 1,250円	いセンター福寿、忠類診療所
		35歳~69歳 1,500円	(生活保護世帯は無料)	・個人負担(予定)
		ただし、帯広厚生病院委託分について	・対象者 35歳以上	40歳~69歳まで 1,300円
		は、胃がん・大腸がんを含めた巡回ド	・委託先 忠類診療所	70歳以上 400円
		ックのため5,000円	・会場 忠類診療所	(生活保護世帯は無料)
		(70歳以上、生活保護世帯は無料)	・個人負担の無料	
	人間ドック	・対象者 35歳以上	・対象者 35歳以上	・対象者 40歳以上
		・委託先	・委託先	・委託先
		带広厚生病院、帯広第一病院、帯広協	带広厚生病院	带広厚生病院、帯広第一病院、帯広協
		会病院		会病院
		・個人負担	・個人負担	・個人負担(予定)
		31,500円	農協組合員等 20,300円	一般住民 24,750円
			一般住民 24,500円	ただし、帯広厚生病院のみ農協組合員
				18,450円

	項 目	幕別町	忠類村	調 整 結 果
健	脳ドック	・対象者 35歳以上	該当なし	・対象者 40歳以上
康診		・委託先		・委託先
健康診査		帯広厚生病院、帯広第一病院、帯広協		带広厚生病院、帯広第一病院、帯広協
		会病院、北斗病院		会病院、北斗病院
(つづき)		・個人負担		・個人負担(予定)
き		帯広厚生病院及び帯広第一病院		帯広厚生病院及び帯広第一病院
		18,000円		15,000円
		(第一病院は、人間ドック併用の場合は、		(第一病院は、人間ドック併用の場合
		5,000円の割引がある)		は、5,000円の割引がある)
		帯広協会病院及び北斗病院 17,000円		帯広協会病院及び北斗病院 14,000円
	成人歯科健康	・対象者 20歳以上及び妊婦	該当なし	・対象者 20歳以上及び妊婦
	診査	・委託先 町内10歯科医院		・委託先 町内11歯科医院
		・個人負担 600円		・個人負担 900円
		ただし、70歳以上 300円		ただし、70歳以上 300円
		(生活保護世帯は無料)		(生活保護世帯は無料)
検	肺がん検診	・対象者 40歳以上	・対象者 35歳以上	・対象者 40歳以上
検診業務		・委託先	・委託先	・委託先
務		結核予防会、帯広厚生病院	北海道対がん協会、帯広厚生病院	結核予防会、帯広厚生病院、北海道対
				がん協会
		・会場	・会場	・会場
		札内福祉センター、幕別町保健福祉セ	ふれあいセンター福寿	札内福祉センター、幕別町保健福祉セ
		ンター、各地区近隣センター等		ンター、各地区近隣センター等、ふれ
				あいセンター福寿

7	

	項 目	幕別町	忠類村	調 整 結 果
検	肺がん検診	・個人負担	・個人負担	・個人負担(予定)
検診業務	(つづき)	無料	胸部X線検査 500円	胸部X線検査 400円
			喀痰細胞診検査 900円	ただし、70歳以上 100円
()			(70歳以上、生活保護世帯は無料)	喀痰細胞診検査 800円
つづき)				ただし、70歳以上 200円
				(生活保護世帯は無料)
	 胃がん検診	・対象者 35歳以上	・対象者 35歳以上	・対象者 40歳以上
		・委託先	・委託先	・委託先
		結核予防会、帯広厚生病院	北海道対がん協会、帯広厚生病院	結核予防会、帯広厚生病院、北海道対
				がん協会
		・会場	・会場	・会場
		札内福祉センター、幕別町保健福祉セ	ふれあいセンター福寿	札内福祉センター、幕別町保健福祉セ
		ンター		ンター、ふれあいセンター福寿
		・個人負担	・個人負担	・個人負担(予定)
		胃バリウム検査 1,700円	胃バリウム検査 1,700円	胃バリウム検査 1,500円
		ただし、帯広厚生病院委託分は、基本	(70歳以上、生活保護世帯は無料)	ただし、70歳以上 500円
		健康診査に含む。		(生活保護世帯は無料)
		(70歳以上、生活保護世帯は無料)		

	۲		ı
•	۰	•	

	項目	幕別町	忠類村	調 整 結 果
検	大腸がん検診	・対象者 35歳以上	・対象者 35歳以上	・対象者 40歳以上
検診業務		・委託先	・委託先	・委託先
		結核予防会、帯広厚生病院	北海道対がん協会、帯広厚生病院	結核予防会、帯広厚生病院、北海道対
$\left(\begin{array}{c} \cdot \\ \cdot \end{array} \right)$				がん協会
つづき)		・会場	・会場	・会場
\mathcal{L}		札内福祉センター、幕別町保健福祉セ	ふれあいセンター福寿	札内福祉センター、幕別町保健福祉セ
		ンター		ンター、ふれあいセンター福寿
		・個人負担	・個人負担	・個人負担(予定)
		便潜血検査 500円	便潜血検査 800円	便潜血検査 700円
		ただし、帯広厚生病院委託分は、基本	(70歳以上、生活保護世帯は無料)	ただし、70歳以上 200円
		健康診査に含む。		(生活保護世帯は無料)
	子宮がん検診	・対象者 30歳以上	・対象者 30歳以上	・対象者 20歳以上(隔年)
		・委託先	・委託先	・委託先
		北海道対がん協会、帯広市医師会(7	北海道対がん協会	<集団検診>
		医療機関)		北海道対がん協会
				<個別検診>
				帯広市医師会(7医療機関)
		・会場	・会場	・会場
		札内福祉センター、幕別町保健福祉セ	ふれあいセンター福寿	<集団検診>
		ンター、医療機関		札内福祉センター、幕別町保健福祉セ
				ンター、ふれあいセンター福寿
				<個別検診>
				带広市医師会(7医療機関)

	-	_
	r	
•	-	•

	 項 目	幕別町	忠類村	調 整 結 果
検	子宮がん検診	・個人負担	・個人負担	・個人負担(予定)
検診業務	(つづき)	頸部がん検診 1,300円	頸部がん検診 1,700円	頸部がん検診 集団 1,500円
		体部がん検診 700円	体部がん検診 800円	個別 2,000円
$\hat{}$		超音波検診 500円	超音波検診 500円	ただし、70歳以上 集団 500円
つづき)		(70歳以上、生活保護世帯は無料)	(70歳以上、生活保護世帯は無料)	個別 600円
				体部がん検診 集団 700円
				個別 1,300円
				ただし、70歳以上 集団 200円
				個別 400円
				超音波検診 100円
				ただし、70歳以上 0円
				(生活保護世帯は無料)
	乳がん検診	・対象者 30歳以上	・対象者 30歳以上	・対象者 40歳以上(隔年)
		・委託先	・委託先	・委託先
		北海道対がん協会、帯広市医師会等	北海道対がん協会	<集団検診>
		(16医療機関)		北海道対がん協会
				<個別検診>
				帯広市医師会等(4 医療機関)
		・会場	・会場	• 会場
		札内福祉センター、幕別町保健福祉セ	ふれあいセンター福寿	<集団検診>
		ンター、医療機関		札内福祉センター、幕別町保健福祉セ
				ンター、ふれあいセンター福寿

_	•
2	=
L	_
	_

	項 目	幕別町	忠類村	調 整 結 果
t 全	乳がん検診	神 のリーリ	心大只丁リ	<個別検診>
検診業務	(つづき)			帯広市医師会等(4医療機関)
業		 ・個人負担	・個人負担	・個人負担(予定)
		視触診 700円	視触診 1,000円	マンモグラフィー
(つづ		マンモグラフィー 800円	マンモグラフィー 800円	40歳~49歳 1,900円
う き)		(70歳以上、生活保護世帯は無料)	(70歳以上、生活保護世帯は無料)	50歳~69歳 1,600円
$\overline{}$				70歳以上 500円
				(生活保護世帯は無料)
	骨粗鬆症検診	・対象者 30歳以上	・対象者 35歳~69歳	・対象者 40歳~69歳
		・委託先	・委託先	・委託先
		北海道対がん協会、帯広厚生病院	带広厚生病院	带広厚生病院
		・会場	・会場	・会場
		札内福祉センター、幕別町保健福祉セ	ふれあいセンター福寿	札内福祉センター、幕別町保健福祉セ
		ンター		ンター、ふれあいセンター福寿
		・個人負担 1,000円	・個人負担 600円	・個人負担(予定) 500円
			(生活保護世帯は無料)	(生活保護世帯は無料)
	結核検診	・対象者 19歳以上	・対象者 15歳以上	・対象者 65歳以上
		・委託先	・委託先	・委託先
		結核予防会	結核予防会	結核予防会、帯広厚生病院
		・会場	・会場	・会場
		札内福祉センター、幕別町保健福祉セ	ふれあいセンター福寿	札内福祉センター、幕別町保健福祉セ
		ンター、各地区近隣センター等		ンター、各地区近隣センター等、ふれ
				あいセンター福寿
		・個人負担 無料	・個人負担無料	・個人負担(予定) 無料

_		
-	_	
-	_	-

	項	目	幕別町	忠類村	調 整 結 果
検	肝炎ウィルス検 ・対象者		・対象者	・対象者	・対象者
検診業務	診 基本健康診査受診者の希望		基本健康診査受診者の希望者	基本健康診査受診者の40歳、45歳、	40歳~69歳までの基本健康診査受診
				50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の	者の希望者
ر ص				希望者	
つづき)				過去に肝機能異常を指摘されたこ	
				とがある者	
				広範な外科的処置を受けた者及び	
				妊娠・分娩時に多量出血したこと	
				があり定期的に肝機能検査を受け	
				ていない者	
			・委託先	・委託先	・委託先
			带広厚生病院、結核予防会	帯広厚生病院	結核予防会、帯広厚生病院
	・会場		・会場	・会場	
			札内福祉センター、幕別町保健福祉	ふれあいセンター福寿	札内福祉センター、幕別町保健福祉
	センター		センター		センター、ふれあいセンター福寿
			・個人負担	・個人負担	・個人負担(予定)
			HCV抗体検査 600円	HCV抗体検査 500円	HCV抗体検査 400円
			(70歳以上、生活保護世帯は無料)	HCV抗原検査 500円	HCV抗原検査 500円
				核酸増幅検査 2,000円	核酸増幅検査 1,700円
				(70歳以上、生活保護世帯は無料)	(生活保護世帯は無料)

	項 目 幕別町		忠類村	調 整 結 果	
検	エキノコック	・対象者 小学3年生以上	・対象者 小学3年生以上	・対象者 小学3年生以上	
検診業務	ス症検診	・委託先	・委託先	・委託先	
務		結核予防会	十勝臨床検査センター	結核予防会、十勝臨床検査センター	
()			・会場	・会場	
つづき)		札内福祉センター、幕別町保健福祉セ	ふれあいセンター福寿	札内福祉センター、幕別町保健福祉セ	
S	ンター			ンター、ふれあいセンター福寿	
		・個人負担 16歳~69歳 300円	・個人負担 無料	・個人負担(予定) 200円	
		(小学3年生、中学2年生、生活保護		(小学3年生、中学2年生、生活保護	
		世帯、70歳以上は無料)		世帯は無料)	

議案第22号

合併協議に関する住民説明会スケジュール等について

合併協議に関する住民説明会スケジュール等について、次のとおり確認する。

1 開催日程

幕別町

月日	時間	場所
2月14日(月)	14:00~16:00	札内東コミュニティセンター
	19:00~21:00	幕別北コミュニティセンター
2月15日(火)	14:00~16:00	糠内コミュニティセンター
	19:00~21:00	札内南コミュニティセンター
2月16日(水)	14:00~16:00	幕別南コミュニティセンター
	19:00~21:00	札内北コミュニティセンター

忠類村

月日	時 間	場所
2月14日(月)	13:30~15:30	コミュニティセンター
	19:00~21:00	ふれあいセンター福寿
2月15日(火)	13:30~15:30	II .
2月16日(水)	13:30~15:30	コミュニティセンター
	19:00~21:00	II .

2 説明者

開催地の1号委員又は2号委員 開催地の合併担当職員 合併協議会事務局職員

3 その他

各町村の判断において、合併の是非に関する意見交換、懇談等を行うものとする。

協議第18号

高齢者福祉事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目 22-11 高齢者福祉事業の取扱い

- 1 高齢者保健福祉計画については、新町において策定する。ただし、新計画が 策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。
- 2 高齢者福祉事業の各制度については、次の区分により調整する。 なお、利用料等の住民負担については、適正な料金のあり方等について調整 する。

現行のとおり新町に引き継ぐもの

- __ 合併時に統合するもの
- __ 合併時に再編するもの 新町において調整するもの 合併時に廃止するもの
- 3 デイサービスセンター、訪問介護事業所及び生活支援ハウス運営事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- <u>4</u> 在宅介護支援センター運営事業については、次の<u>とおり取り扱うものとす</u> る。
 - (1) 基幹型支援センターについては、幕別地域に1カ所設置する。
 - (2) 地域型支援センターについては、<u>幕別地域に2カ所、忠類地域に1カ所</u> 設置する。

協議第33号

行政区・町内会の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目 22-1 行政区・町内会の取扱い

- 1 行政区の区域については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 組織については、幕別町の現行制度を基準に合併時に再編する。
- 2 行政区の名称については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、 忠類地域内の行政区については、当該名称に「忠類」を冠するものとする。
- 3 行政(公)区長会議については、年2回開催する。
- 4 行政区内の配布物については、幕別町の例により、合併時に統合する。ただし、総合支所が忠類地域内に発行する配布物については、総合支所が定めるものとする。

協議第36号

住民自治充実のための取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目 6 住民自治充実のための取扱い

地域住民の意向を行政に反映させ、住民と行政の協働を基調とするまちづくりを推進するため、条例で、新町の区域を分けた区域を単位として地域住民会議(仮称)を設置することができるものとし、本庁及び総合支所に地域住民会議の事務局を担当する部署を置くものとする。

また、総合支所の長については、1任期に相当する期間に限り、一般職の職員に代えて助役を置くものとする。

協議第37号

一部事務組合等の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目 13 一部事務組合等の取扱い

- 1 北海道市町村職員退職手当組合、北海道市町村総合事務組合、北海道市町村 備荒資金組合、北海道町村議会議員公務災害補償等組合、十勝圏複合事務組合 及び南十勝消防事務組合については、忠類村は合併の日の前日をもって脱退す る。
- 2 南十勝3町村複合事務組合については、忠類村は合併の日の前日をもって脱退し、新町として合併の日に加入する。
- 3 南十勝介護認定審査会については、忠類村は合併の日の前日をもって脱退する。

協議第38号

事務組織及び機構の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目 | 15 事務組織及び機構の取扱い

新町における事務組織及び機構については、以下の「新町における事務組織・機構の整備方針」に基づき整備するものとする。ただし、新町においては、常にその組織及び運営の見直し、効率化に努めるとともに、段階的に組織・機構の規模等について、適正化を図るものとする。

新町における事務組織・機構の整備方針

1 総括方針

新町移行後も住民サービスの低下をきたさないよう十分に配慮した組織機 構

住民が利用しやすい、わかりやすい組織機構

住民の声を適正に反映することのできる組織機構

簡素で効果的な組織機構

新町建設計画を円滑に遂行できる組織機構

指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織機構

地方分権に柔軟に対応できる組織機構

新たな行政課題に速やかに対応できる組織機構

2 個別整備方針

新町の組織は本庁、総合支所、支所及び出張所とし、2町村の現庁舎を有効 活用する。

幕別町役場を本庁とし、忠類村役場を総合支所として設置する。

本庁は、町全体に係る施策、総合的な調整事務、管理事務及び総合支所の 所管する区域以外の町域に関する事務を所掌する。

総合支所は、忠類村の区域を所管区域とし、本庁において処理する事務を除き、住民サービスを提供する総合行政機関とするとともに、地域の拠点として、所管区域を対象とした地域振興策及び新町建設計画に盛り込まれた施策の推進を所掌する。

幕別町の支所、出張所は現行のまま存続する。

協議第39号

町・字名の区域及び名称等の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目 19 町・字名の区域及び名称等の取扱い

- 1 幕別町の町・字の区域及び名称については、現行のとおりとする。
- 2 忠類村の字の区域及び名称については、次のとおり合併時に再編する。

現 行		合 併 後		備考		
町村名	字の名称	地番	町村名	字の名称	地番	MH '5
忠類村	字忠類	番地	幕別町	忠類栄町	番地	
				忠類幸町	番地	
				忠類本町	番地	
				忠類錦町	番地	
				忠類白銀町	番地	
忠類村	字元忠類	番地	幕別町	忠類元忠類	番地	
				忠類幸町	100 + 番地	幸町区に属する区域(18筆
				忠類本町	番地	本町区に属する区域(93筆
忠類村	字日和	番地	幕別町	忠類日和	番地	
忠類村	字西当	番地	幕別町	忠類西当	番地	
忠類村	字協徳	番地	幕別町	忠類協徳	番地	
忠類村	字朝日	番地	幕別町	忠類朝日	番地	
忠類村	字公親	番地	幕別町	忠類公親	番地	
忠類村	字共栄	番地	幕別町	忠類共栄	番地	
忠類村	字東宝	番地	幕別町	忠類東宝	番地	
忠類村	字幌内	番地	幕別町	忠類幌内	番地	
忠類村	字明和	番地	幕別町	忠類明和	番地	
忠類村	字新生	番地	幕別町	忠類新生	番地	
忠類村	字中当	番地	幕別町	忠類中当	番地	
忠類村	字古里	番地	幕別町	忠類古里	番地	
忠類村	字晚成	番地	幕別町	忠類晚成	番地	

協議第40号

消防組織の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目 21 消防組織の取扱い

- 1 大樹消防署忠類支署については、幕別消防署忠類支署とする。
- 2 消防団については、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 忠類消防団については、現行のとおり東十勝消防事務組合に引き継ぐものとする。ただし、消防団の再編に向け、組織及び運営等について、新町において調整する。
 - (2) 報酬については、東十勝消防事務組合の例により、合併する年度の翌年度に統一する。
 - (3) 費用弁償については、東十勝消防事務組合の例により、合併時に統一する。

協議第41号

環境衛生事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目 22-9 環境衛生事業の取扱い

- 1 町村営墓地及び火葬場については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 2 ごみ収集については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、収 集回数については、新町において調整する。
- 3 ごみ分別については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 4 ごみ処理手数料については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度から 5年度以内に統一する。ただし、減免については、合併時に廃止する。
- 5 し尿収集については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、新町において調整する。

協議第42号

その他福祉事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目 22-13 その他福祉事業の取扱い

- 1 災害見舞金については、幕別町の例により、合併時に統合する。 災害弔慰金については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 2 戦没者追悼式については、幕別町の例により、合併時に統合する。
- 3 福祉バスについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、対象については、幕別町の例により、合併時に統合する。
- 4 社会福祉協議会については、合併後、速やかに統合できるよう調整に努める ものとする。また、団体助成及び委託事業については、事業内容等を検討し調 整に努めるものとする。
- 5 生活困窮世帯見舞品及び遺児援護金給付金については、幕別町の例により合併時に再編する。
- 6 温泉入浴割引事業については、合併時に廃止する。ただし、十勝幕別温泉ホテル緑館で実施しているサービスを参考に、アルコ236においても町民割引サービスを実施できるよう協力を要請する。

協議第43号

その他事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目 22-23 その他事業の取扱い

- 1 行政改革及び行政評価については、新町において速やかに取り組むものとする。
- 2 投票区については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 3 地籍調査については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 4 指定金融機関等については、幕別町の指定金融機関及び収納代理金融機関は、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、忠類村の収納事務取扱金融機関のうち忠類村農業協同組合については、新町の収納代理金融機関として合併時に追加指定するものとする。
- 5 総合計画については、新町建設計画を基調とした計画を新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。